

プロポーザルに関する質問について

質問文については基本的に原文をそのまま記載していますが、文末表現等や誤字、質問者が分かる表現等については適宜修正しております。

3/11 回答

受付順

No.	項目	内容	回答
1	応募について	弊社は営利企業ですが必要書類を提出すれば団体認定をいただけるのでしょうか。	要項11番の通り、選考し、基準を満たしていれば、認定いたします。
2	大会出場について	団体認定をいただけた場合、当スクールに通われている中学生の方は当スクールの所属で中学校体育連盟の試合等に出場が可能でしょうか。	最終の出場可否は大会の主催者の決定にはなりますが、認定された移行先の地域クラブとして、参加手続きを行ってください。
3	大会出場について	団体認定がいただけなかった場合、現在通われている中学生の方は、他の団体にも通い登録しないと中学校体育連盟の試合等に出場できないのでしょうか。	主催者の判断になりますが、参加要件として団体の登録が必要であれば、他団体からの登録が必要になると思われます。
4	応募書類について	弊社は中学生対象の種目が4種目（硬式テニス、ソフトテニス、バドミントン、ピククルボール）あります。4種目登録する場合、提出書類は1種目に対して全て必要でしょうか。	要項6番・12番の通り、提出書類ア・イについては団体として1つご提出ください。 提出書類ウについてはそれぞれの種目ごとにそれぞれご提出ください。
5	楽器について	①中学校では楽器は備品ですが、今回の活動では楽器の貸与はありますか？ ②市立中学校には吹奏楽部は廃止されたのち、吹奏楽部の備品の楽器を使用することは可能でしょうか？ ③また、楽器にはメンテナンスなどがかなり必要となります。市として、活動が継続できるような下支えをどのようにお考えでしょうか？	①部活動が並行しており、学校との調整が必要ですが、できる限り使えるように調整します。 ②部活動終了後の楽器の取り扱いについても、地域のクラブが使えるように検討して参ります。 ③今後のメンテナンス等の楽器の維持については、部活動終了後の生徒の活動ニーズも踏まえながら検討して参ります。
6	練習場所について	練習時間は平日の夜とも書いてありましたが、楽器の練習するのは難しいかと思えます。周辺の住民の皆さまの理解を得ながらの活動になりますが、市として練習場所の確保はどのようにお考えでしょうか？優先的な確保や、施設料金の補助などは配慮していただけるのでしょうか？	学校や公共施設など可能な限り、活動場所として調整したいと考えております。また施設利用料についても、令和7年度について、委託範囲の業務に関しては、教育委員会主催事業に準じる扱いとして、減免等の措置を実施予定です。ただし教育委員会主催事業に準じる取り扱いについては、委託契約を結んでいる期間のみを想定しているところです。
7	活動資金について	来年度は週2回で80万円が出るとのことですが、吹奏楽部は非常にお金がかかります。他の運動部と同じように一律ではなく、活動の内容や規模に応じて、予算を確保することは難しいでしょうか？	今回の委託料については、活動に係る最低限の活動費として見込んでおり、種目や参加人数等での傾斜配分の実施は難しいです。
8	活動資金について	楽器の問題、練習場所の問題などがクリアされると、今回の地域の移行は良好にできると思えますが、それが難しい場合、説明会でも言及がありましたが、受益者負担として、それなりのお金を徴収することになると思えます。中学校の部活の地域の移行として考えた場合、集めるお金（参加費？月謝？）は、どのくらいが妥当なのでしょうか？一般論で良いので、参考意見をご教示ください。	先行している全国的な事例や本市の取り組み状況に鑑みると、活動を維持していくにあたっては40人規模のクラブの場合、月3000円程度が見込まれるところです。ただし、種目や目指す目標、活動の実施形態等で金額は大きく変動いたしますのであくまでも参考価格となります。
9	以上に関連する質問として	今後市内の学校の統廃合が進むと思えます。廃校になった学校を地域の部活として利活用することは可能でしょうか？ もっと言うと、くれは音楽堂ですが、教育委員会が直轄して管理していますが、地域の部活しているような団体が、共同指定管理などで参画することができれば素晴らしいと思っておりますが、いかがでしょうか？	学校の統廃合が進んだ場合の廃校舎については、活動の場所として利用できるのであれば利用していきたいと思えます。 音楽堂の指定管理者制度の導入については、現在のところ予定はありません。
10	委託金について	年間委託金は、次年度への繰越金として扱えるのか？	委託料については、単年度の活動費ですので、翌年度への繰り越しはできません。
11	活動場所	活動したくても、場所がない場合はどうするのか？	可能な限り調整して参りますが、どうしても活動場所の調整ができなかった場合は、改めて協議いたします
12	引退について	引退時期は定めないとのことだが、中学卒業と同時に練習には参加不可となるのか？残りたい子どもの取扱いはどのようにするのか？	卒業生の取り扱いについては、各団体でご検討ください。（実施団体で受け入れ可能なのであれば活動可能です）
13	講師料（謝金）の税金について	講師料にかかる消費税はどのように扱うのか？	消費税を含んだ額として委託料をお支払いしておりますので、講師料にも消費税は含まれます。
14	先行活動している団体の優遇	先行活動団体同様の優遇処置は受けられるのか？（営業時間外の体育館使用等）	施設営業時間外の体育館の利用については、どの団体についても、次年度以降、実施の予定はございません。
15	選考漏れの場合	選考漏れの時には、漏れた理由説明は行われるのか？行われないのであれば、なぜ行わないのか？	審査結果については、提案者の得点をホームページで公表します。（落選事業者は事業者名が分からないように得点を公表します。）

16	団体所属	池田市の体育連盟等に所属しなければならないのか？	その必要はございません。
17	構成員の多団体所属	A団体の指導者とB団体の指導者が同一の場合 ・AとBが同一競技の場合 ・AとBが異なる競技の場合	可能です。指導者が複数団体に携わることは、基本的には指導者の自由と考えております。ただし携わるクラブが明確に別クラブと分かるようにお願いします。
18	登録について	A組織に所属しているB団体 A組織もB団体も登録可能？	登録可能です。ただし明確に別クラブと分かるようにお願いします。
19	備品管理	運搬困難な器具を用いる競技は器具を学校に置かせてもらえるのか？	仕様書2番アの(5)の通り基本的に、用具は活動の都度お持ち込みください。どうしても必要な大型器具は別途相談となります。
20	受益者負担	負担の月謝上限は？	上限はございませんが、参加者に徴収額の根拠を説明できるようにお願いします。
21	受託金	受託金目当ての団体の防止策は？	提出書類を審査し、基準を満たしておれば、契約いたします。
22	車乗り入れ	学校施設に車の乗り入れは可能か？	指導者のみ可能です。(各校で上限あり)
23	クレーム	騒音等のクレームが近隣住人からあった場合は責任所在は？	ケースバイケースですが、基本的には仕様書2アの(7)の通りです。
24	活動の施設名称について	複数の活動拠点がある場合、複数記載してよろしいのでしょうか？	可能です。
25	応募全般について	今年度、応募を断念したとした場合、来年度以降募集があった際、応募資格はありますか？	次年度も参加可能です。
26	応募全般について	もし採用されたとしても、こちらの希望で(活動拠点など)根幹となる希望が満たされない場合、逆に辞退することは可能でしょうか？	可能です。
27	活動時間について	週1~2回の開催で、2時間程度の活動としているが、1時間の内容として開催することの判断は、良とするのか、否かについて。集合、開催準備や事後の清掃、整理、整頓を含めて考えている。	活動時間については、その種目の内容等もあるので、1時間程度の内容でも実施可能です。
28	初期に準備する器材費用について	茶道、太鼓演奏等について、事前に準備の必要な道具の確保に費用が発生する。全て受託額の中で対応しなければならないか。(初期の経費負担の考え方について)	基本的には活動に係る経費については、委託料で対応いただきます。また参加者からの参加料の徴収や実施団体からの補填なども可能です。
29	多世代を含む活動について	中学生のクラブ(部)活動と位置づけを理解するものの、文化活動等における、舞踊、演劇等は多世代間で一緒に教授できると考えているが、完全に分離が必要なのか。	中学生の受け入れが十分に行えるのであれば多世代での実施も可能です。
30	活動経歴について	参加提案書におけるこれまでの活動実績として、多世代の内容で実施してきたものは認定していただけるのか。(茶道、太鼓、舞踊等)	要項3番(1)の「池田市で1年以上活動実績」として認められます。
31	講師の参加について	現行の部活を支えている先生方が引き続き積極的な参画の意向があれば、受託する側での受け入れをどのように判断すればよいか	教員の参加意向があれば、一緒に参画いただければと思います。ただし、報酬が発生する場合は兼職兼業の提出が必要になりますので、参加教員が管理職と調整する必要があります。
32	新たに作成した団体による参加	団体の新設による応募は可能とありましたが、営利団体に所属している指導者3名が、営利目的ではない団体を新たに立ち上げて、応募することは可能でしょうか？ 〇〇〇は営利団体として活動しておりますが、スタジオの通常の生徒受け入れ条件では、おそらく、中学生がこれまでの課外活動で行う場合より多くの会費を請求することとなります。靴やレッスン着などの消耗品も安くはありません。 しかしながら、中学生に多様な文化に触れる機会を作るという社会的要求にこたえとすれば、指導内容を一部簡易にし、消耗品の支出も最低限に行う方法を試みてもよいのでは思う次第です。 (委託費を使用することで、登録中学生の費用負担を少額かゼロにする) スタジオ通常会員と区別するために、受け入れる団体を非営利団体で作成し、指導場所も弊スタジオ内部ではなく、付帯のレンタルスペースを概ね活用することで行う予定です。 ご意見をいただけましたら幸いです。	可能です。新設団体についても要項の6番の提出書類の準備をお願いします。また会計等は営利団体と明確に分けていただきますようお願いいたします。(委託費の予算措置について、令和8年度以降は未定です。また令和9年度からは自立自走した運営をお願いしているところです。)